

オンライン服薬指導の実務および薬局 におけるICT活用の現状

ICTワーキンググループリーダー 児玉賢



本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- **オンライン服薬指導とは（業務の流れ）**
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

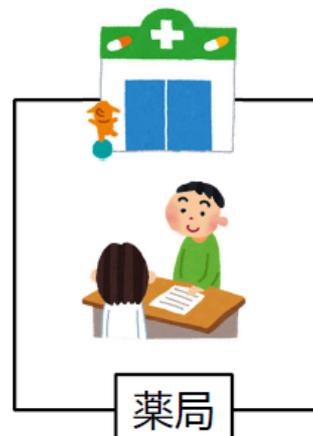
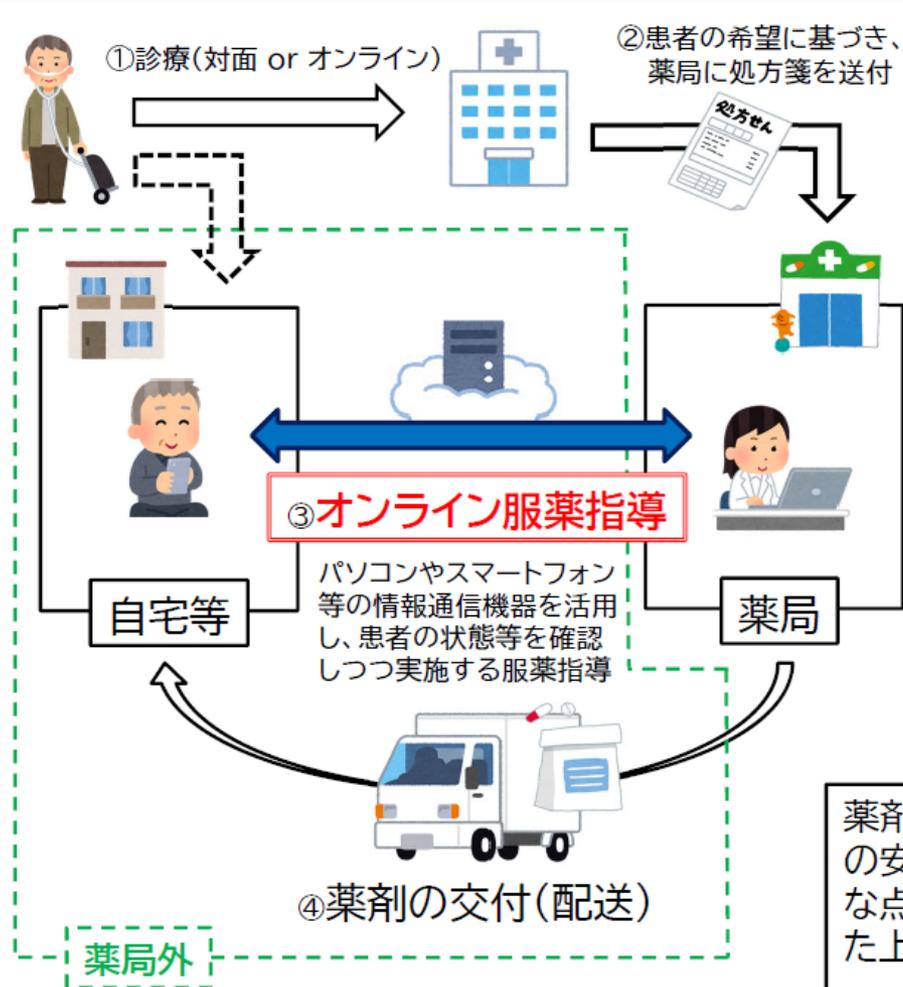
2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

■ オンライン服薬指導とは（業務の流れ）



薬局内(対面)で完結していた内容の一部が、薬局から出る(非対面となる)ため、利便性にも配慮しつつ、患者の安全の確保等の観点から必要な事項等が省令・実施要領で示されている。

薬剤師は、オンライン服薬指導の特性(患者の安全や個人情報を守るためにどのような点に留意する必要があるのか)を踏まえた上で有効に活用していく必要がある。
→自己学習や研修等が重要となる！

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- **これまでの改正ポイント**
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

■ これまでの改正ポイント R4.3改正ポイント

- ✓ 初回からオンライン服薬指導が実施可に
従前は、同一内容又はこれに準じる内容の処方箋により調剤された薬剤について、あらかじめ対面による服薬指導を行ったことがある場合に、オンライン服薬指導が実施可となっていたが、今改正で薬剤師の判断により初回から実施可に。
- ✓ 診療の形態に関わらずオンライン服薬指導が実施可に
従前は、オンライン診療あるいは訪問診療に基づく処方箋がオンライン服薬指導の対象となっていたが、今改正で全ての処方箋が対象に。
- ✓ 「服薬指導計画」の見直し
従前は、患者ごとにその同意を得て「服薬指導計画」を作成し、それに基づきオンライン服薬指導を実施することとされていたが、今改正で見直された。

薬剤師の責任に基づき、患者ごとにその都度、（実施の可否を含めて）適切に判断・実施する必要があるということを認識しておく。

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ これまでの改正ポイント R4.9改正ポイント

● 薬機法施行規則(第15条の13)

薬剤師が情報提供を行う場所として「当該薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所」が追加

● 施行通知 → あらためて「オンライン服薬指導の実施要領」として整理

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」も踏まえ、必要な対策等を実施。

薬剤師が自宅等からオンライン服薬指導を実施する場合も含め、必要な対応(患者のプライバシーへの配慮等)について明示。

文言修正(取扱いの明確化)

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- **オンライン服薬指導の実施要領**
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

- (1) 薬剤師の判断
- (2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

- (1) オンライン服薬指導の体制
- (2) 訪問診療を受ける患者への対応
- (3) 本人の状況の確認
- (4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)
- (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保
- (6) 薬剤の交付
- (7) 服薬指導を受ける場所
- (8) 服薬指導を行う場所
- (9) 処方箋
- (10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

第1 オンライン服薬指導について

オンライン服薬指導については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるものとする。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断(第1号関係)

薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師の判断と責任に基づき、行わせること。

当該薬局において服薬指導を実施したことがない患者及び処方内容に変更のあった患者に対してオンライン服薬指導を行う場合においては、当該患者の服薬状況等を把握した上で実施すること。患者の服薬状況の把握は、対面と同様に、例えば、以下の情報のいずれか又は組み合わせによることが考えられる。

(ア) 患者が保有するお薬手帳に基づく情報

(イ) 患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報

(ウ) 処方箋を発行した医師の診療情報(患者から聴取した情報も含む)

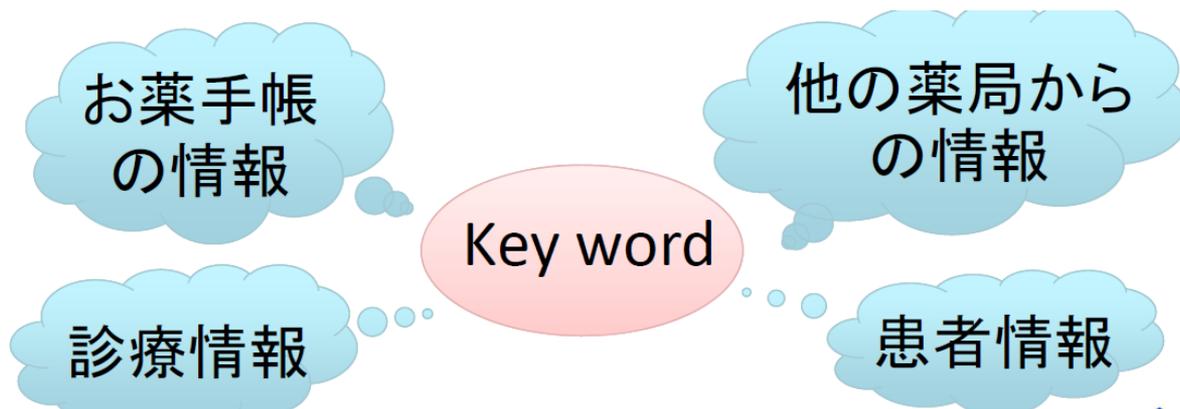
(エ) 患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

ただし、注射薬や吸入薬など、使用にあたり手技が必要な薬剤については、(ア)から(エ)までの情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解度等に応じ、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認すること。

なお、当該薬剤師がオンライン服薬指導を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導を受けるよう促すことは薬剤師法(昭和35年法律第146号)第21条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(2)患者に対し明らかにする事項(第2号関係)

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、次の(ア)及び(イ)に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上でオンライン服薬指導を実施させること。

なお、当該事項を明らかにするに当たっては、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当該薬局のホームページに表示する方法等によることも可能とすること。

(ア)オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項
服用にあたり手技が必要な薬剤の初回処方時等、薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合にオンライン服薬指導を中止した上で、対面による服薬指導を促す旨(情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。)を説明すること。

(イ)オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項
オンライン服薬指導時の情報の漏洩等に関する責任の所在が明確にされるようにすること。

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明するに当たっては、以下について留意すべきであること。

- ・ 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。
- ・ 必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。

Key word

対面へ切り替えなくてはならない場合

情報漏洩に関する責任の所在

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じ、

- ア 事前に薬剤情報提供文書等を患者に送付してから服薬指導等を実施する(画面に表示しながらの実施も含む)
- イ 対面による服薬指導と同様に、患者の求めに応じて、改めて、薬剤の使用方法の説明等を行う。
- ウ 対面による服薬指導と同様に、薬剤交付後の服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する
- エ 対面による服薬指導と同様に、上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする等の対応を行うこと。

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

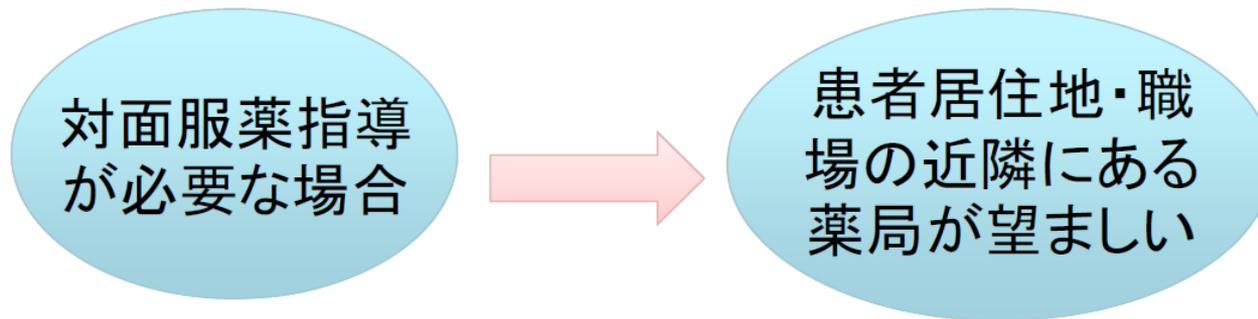
■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

薬歴管理が適切に行われるために、オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する居室の場合においても、第4(7)に留意しつつ、患者のプライバシーに対面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(3) 本人の状況の確認

原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類(例えば、薬剤師は顔写真付きの身分証明書、HPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等。)を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下、「オンライン診療指針」という。)に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。なお、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、個人所有端末の業務利用については、一定の要件が求められていることに留意すること。患者側の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるよう配慮すること。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

オンライン服薬指導の実施に当たっては、薬学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を習得させるための研修材料等を充実させること。その際、厚生労働省HPに掲載予定のオンライン服薬指導に関するe-learning等が教材として活用可能であるので、参考にする事。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(6) 薬剤の交付

薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬剤師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに患者に届けさせること。調剤済みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。なお、薬局は、薬剤の配送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること（配達業者の配達記録やアプリケーション等での受領確認、配達記録が記載されたメール等による確認も含む）。

また、品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

初診からオンライン診療を実施する医療機関に関して、オンライン診療指針に規定する以下の要件について、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、対面による服薬指導と同様に、処方した医師に遵守しているかどうか確認すること。

初診の場合には以下の処方を行わないこと。

- 麻薬及び向精神薬の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品(診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤)の処方
- 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(7) 服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(8) 服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能であること。この場合において、当該場所は、調剤を行う薬剤師と連絡をとることが可能であるとともに、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に患者のプライバシーに配慮がなされていること。また、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であること。

薬剤師は、騒音により音声聞き取れないその他の事情によって、オンライン服薬指導を行う薬剤師による適切な判断が困難となるおそれがある場所でオンライン服薬指導を行わないこと。

オンライン服薬指導は患者の心身の状態に関する情報が含まれるものであることを踏まえ、当該情報を適切に保護する観点から、オンライン服薬指導を行う薬局に所属する者以外の第三者が容易に立ち入ることができない空間その他当該情報の全部又は一部が当該第三者に認知されない措置が講じられている場所でオンライン服薬指導を行うこと。

また、薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行う場合について、オンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し労務を提供している薬剤師とすること。

なお、薬局開設者は、その所属する薬剤師に薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行わせるにあたり、当該薬剤師が服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤録の内容の共有を可能とする措置その他必要な措置を講じること。

引用※令和3年薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について

1. 医療機関における処方箋の取扱いについて

患者が、オンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ、メール等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、対面診療及びオンライン診療のいずれの場合にも患者に処方箋原本を渡さずに、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を行う場合も、本取扱いが可能であること。

引用※令和4年9月30日 事務通知「オンライン服薬指導における処方箋の取り扱いについて」の改定について

■ オンライン服薬指導の実施要領

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」の改定について

2. 薬局における処方箋の取扱いについて

医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法（昭和35年法律第146号）第23条から第27条まで及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

引用※令和4年9月30日 事務通知「オンライン服薬指導における処方箋の取り扱いについて」の改定について

■ オンライン服薬指導の実施要領

○オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて

(令和4年3月31日付事務連絡。令和4年9月30日最終改正)

新

1. 医療機関における処方箋の取扱いについて

患者が、オンライン服薬指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「オンライン対応」と記載し、当該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ、メール等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、対面診療及びオンライン診療のいずれの場合にも患者に処方箋原本を渡さずに、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を行う場合も、本取扱いが可能であること。

引用※令和4年9月30日 事務通知「オンライン服薬指導における処方箋の取り扱いについて」の改定について

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(9) 処方箋

薬局は患者が持参または郵送等した処方箋に基づき調剤等を行う必要があるが、処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)※により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び、薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を受ける場合も、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うことは可能であること。その際も、薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

第1 オンライン服薬指導について

第2 オンライン服薬指導の実施要件

(1) 薬剤師の判断

(2) 患者に対し明らかにする事項

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

(3) 本人の状況の確認

(4) 通信環境(情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

(5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

(6) 薬剤の交付

(7) 服薬指導を受ける場所

(8) 服薬指導を行う場所

(9) 処方箋

(10) その他

引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

■ オンライン服薬指導の実施要領

実施要領

(10)その他

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

また、薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、あらかじめ患者等に周知すること。

ア オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)

イ オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)

ウ 薬剤の配送方法

エ 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)



引用※令和3年度薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業 【各論1】オンライン服薬指導について(前半)～制度と実務～ 2023年5月改訂版

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- **実施要領に係るQ&A**

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

■ 実施要領に係るQ&A

Q1 薬局に薬剤師が1人しかいない場合（いわゆる一人薬剤師の場合）に、又は薬局が開いていない時間帯に、自宅等から服薬指導することは差し支えないか。

A1 薬局外で服薬指導を行うに当たっては、変更調剤が生じた場合等を踏まえ、服薬指導を行う薬剤師とは別に薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる必要があります。そのため、他の薬剤師が薬局外で服薬指導を行う場合には、薬局開局時間帯であり、かつ、薬局内に1名以上の薬剤師が調剤に従事する状況である必要があります。

Q2 「労務を提供している薬剤師」とあるが、週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の条件はあるか。

A2 週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の雇用形態について特段の制限はありませんが、薬局外で服薬指導を行う薬剤師については、労務を提供している薬局において実地において調剤等に当たっている又は当たっていた薬剤師を想定しています。

引用※厚生労働省事務連絡 オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて

■ 実施要領に係るQ&A

Q 3 薬局外で薬剤師が服薬指導を行うにあたり、薬局開設者としてはどのような対応をとる必要があるか。

A 3 薬局開設者としては、医薬品医療機器等法第9条の4に基づき、薬局外で薬剤師が服薬指導を行う場合には、薬局内で服薬指導を行う場合と同様に、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導を適切に行わせる必要があります。

Q 4 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第13号において、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていることが求められているが、オンライン服薬指導を行う場合には、オンライン服薬指導に係る内容を含める必要があるということか。

A 4 ご指摘のとおり、オンライン服薬指導を行う場合には、体制省令第1条第1項第13号に基づき講じる措置にオンライン服薬指導に係る内容を含める必要があります。

引用※厚生労働省事務連絡 オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて

■ オンライン服薬指導について（アンケート結果）

本アンケートの回答率は52.4%だった

対象970薬局に対して508薬局の回答があった。
ご協力ありがとうございました。

Q.オンライン服薬指導の応需体制は整っていますか？
(全回答508薬局)

① 整っている	302薬局 (59.4%)
② 1ヶ月以内に整える予定	8薬局 (1.6%)
③ 3ヶ月以内に整える予定	42薬局 (8.3%)
④ 予定はない	156薬局 (30.7%)



■ オンライン服薬指導について（アンケート結果）

Q. 導入している（予定）システム名を教えてください？
（全回答508薬局）

Connect Online／Pharms／SOKUYAKU
CURON／つながる薬局／自社製アプリなどの専用システム
の採用が多くみられた。

LINE公式アプリ／Skype／ZOOMなどの汎用ツールの回
答も一部少数であった。

自薬局の環境・薬剤師自身のスキル・費用に関しては比較検討
の上、自薬局に適したシステム導入が必要

■ オンライン服薬指導について（アンケート結果）

	専用のオンライン服薬指導システム	ビデオ通話の汎用サービス
例	Pharms、CLINICS、Musubi、フォロケア、つながる薬局など	LINEビデオ通話、Facetime、FacebookMessengerなど
費用	有料（課金、徴収方法等は様々）	無料または安価
機能	決済や予約などシステムに含まれている場合が多い 薬剤師・患者の本人確認が可能	請求や予約など自ら別途構築する必要がある 薬剤師・患者の本人確認がやや困難
セキュリティ	事業者が担保 （詳細は確認が必要）	自ら担保
留意事項	契約その他の準備が発生 システムによりサービス、費用に差 事業者によるサポートや講習等	自由度が高い セキュリティの担保、請求業務の構築など自前で行う範囲が広い

引用※令和5年11月 医療DX・薬局機能向上・地域医薬品提供体制に係る全国担当者会議
オンライン服薬指導の必要について(資料)

■ オンライン服薬指導について（アンケート結果）

Q. 令和5年1月～8月の期間における服薬管理指導料4
（オンライン服薬指導）の算定回数を教えてください
（全回答508薬局）

① 0回	471薬局	(92.7%)
② 1回	8薬局	(1.6%)
③ 2回～9回	15薬局	(2.9%)
④ 10回～49回	6薬局	(1.2%)
⑤ 50回以上	6薬局	(1.2%)
⑥ 不明	2薬局	(0.4%)

現状、オンライン服薬指導の普及は一部ですが、**導入後は、十分なテスト（シミュレーション）を実施し、薬局側がしっかり運用できることを確認した上で、本運用に移ることが患者様の安心にもつながります。**（いきなりの運用は困難な場合がほとんど）

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて



■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 登録方法（PCの場合）

<https://nichiyaku.manaable.com/>

よりアクセス

ここから新規登録

The screenshot shows the homepage of the Japanese Pharmaceutical Society Training Platform. At the top right, there is a navigation bar with links for 'ヘルプ' (Help), 'ログイン' (Login), and '新規登録' (New Registration), which is highlighted with a red box. Below the navigation bar, there is a search bar with the text '研修名で検索' (Search by course name) and a search button labeled '検索' (Search). To the right of the search bar is a 'フィルター' (Filter) button. Below the search bar, there is a table of training courses. The table has columns for '研修名' (Course Name), '研修の種類' (Course Type), '受付状況' (Application Status), '開催日' (Date), '申込開始日' (Application Start Date), '申込締切日' (Application Deadline), and '研修の形式' (Course Format). Three courses are listed, all with '受付中' (Accepting Applications) status. The first course is '北海道_北海道薬剤師会 医薬品の安全管理のための研修 全1回' (Hokkaido Pharmaceutical Society Safety Management Course), the second is '福岡県_第5回福岡県薬剤師会学術大会 (Web研修) 全1回' (Fukuoka Prefecture 5th Academic Conference - Web Course), and the third is '福岡県_第5回福岡県薬剤師会学術大会 (集合研修) 全1回' (Fukuoka Prefecture 5th Academic Conference - On-site Course). At the bottom left, there is a pagination control showing '3件中 1-3 件を表示' (Showing 1-3 items of 3) and a dropdown menu set to '10件' (10 items). At the bottom right, there is a page number '1'.

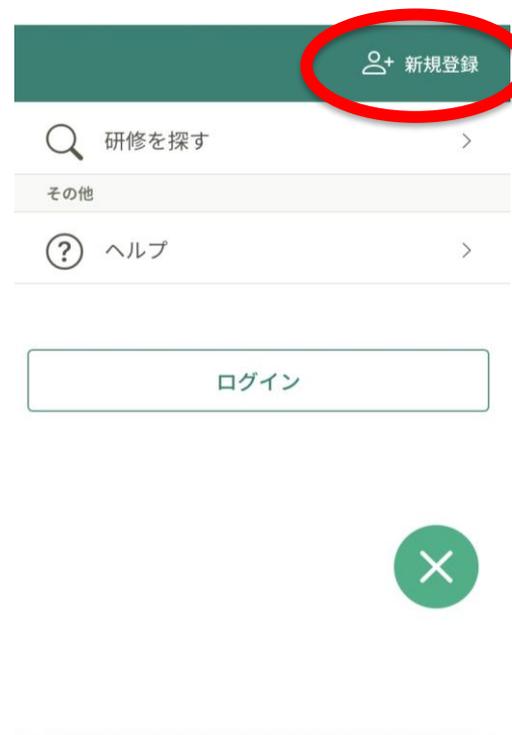
研修名	研修の種類	受付状況	開催日	申込開始日	申込締切日	研修の形式
北海道_北海道薬剤師会 医薬品の安全管理のための研修 全1回	その他の研修会	受付中	2023年09月21日 - 2024年03月31日	2023年10月06日	2024年03月31日	オンデマンド
福岡県_第5回福岡県薬剤師会学術大会 (Web研修) 全1回	学術大会	受付中	2024年02月18日	2023年11月01日	2024年01月10日	ライブ配信
福岡県_第5回福岡県薬剤師会学術大会 (集合研修) 全1回	学術大会	受付中	2024年02月18日	2023年11月01日	2024年01月10日	会場

■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 登録方法（スマホの場合）

<https://nichiyaku.manaable.com/>

上記URLもしくはQRコードを読み込みアクセスする
※QRコードで読み込む場合はブラウザで開くことをおすすめします。



■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 登録方法

そうだ！ 薬剤師に聞いてみよう！

一般社団法人 京都府薬剤師会
Kyoto Pharmaceutical Association

LINE Facebook Twitter

HOME 京都府薬剤師会について 府市民の皆様へ **会員専用サイト (ログイン)** 薬剤師の方へ (入会・変更等手続き) 薬剤師の求人・求職 薬学生の皆様へ

→ 京都府病院薬剤師会
→ 学校薬剤師部会

公式LINEアカウントに「重要なお知らせ」等を掲載しております。

あなたの近くの保険薬局

薬のプロフェッショナル 薬剤師 -在宅医療への取り組み-

新型コロナウイルス関連情報

薬剤交付支援事業の申請について 新処方箋FAX送信システムについて

地域連携薬局・専門医療機関連携薬局関係 薬薬連携

研修会・生涯学習情報 終了済み研修会単位申請状況

薬剤師資格証 (HPKIカード) 保険薬局医療用医薬品在庫プラットフォーム閲覧

■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 登録方法



一般社団法人 京都府薬剤師会
Kyoto Pharmaceutical Association

会員専用サイト

→ (一社)京都府薬剤師会TOP

● サイト内検索

検索キーワードを入力してください。

検索

→ 会員情報

→ 薬局

→ 病診

→ 学薬

→ 薬事情報

→ 事務局

→ 会員サイトトップページ

→ 研修会のご案内

→ 生涯学習関連
(PECS・JSHP等情報)

→ 各種届出用紙

→ 法改正に伴うマニュアル・
薬局内掲示物のひな形等

→ メールマガジン登録

● 会員情報

■ 薬剤師活動関係

→ 薬薬連携

→ 地域医療・在宅医療

→ 実務実習

→ 医療安全

→ 薬局・病医院診療所業務関連

→ あってはならないこと！ご注意ください

→ アンチ・ドーピング

→ その他業務関連



■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 登録方法



一般社団法人 京都府薬剤師会
Kyoto Pharmaceutical Association

会員専用サイト

→ (一社) 京都府薬剤師会TOP

● サイト内検索

検索するキーワードを入力してください。

🔍 検索

→ 会員情報

→ 薬局

→ 病診

→ 学薬

→ 薬事情報

→ 事務局

→ 会員サイトトップページ

→ 研修会のご案内

→ 生涯学習関連
(PECS・JSHP等情報)

→ 各種届出用紙

→ 法改正に伴うマニュアル・
薬局内掲示物のひな形等

→ メールマガジン登録

● 薬局・病医院診療所業務関連

- 2023/11/07 令和5年度京都府薬剤師会研修等に関する継続研修開催のお知らせ【web研修 期間:令和6年1月12日(金)~1月21日(日)】 PDF
- 2023/11/06 日本薬剤師会研修プラットフォームへの新規登録方法 PDF
- 2023/09/19 令和5年度あふん安全服薬環境基盤整備事業(市町村による 重複服薬通知支援事業)について(協力依頼) PDF
- 2023/09/11 京都府重複服薬者通知事業 研修動画(令和5年度版) 📺
- 2023/08/29 日本臨床腫瘍薬学会「がん診療病院連携研修(令和5年第2期)」研修者募集について(案内) PDF
- 2023/07/19 日本医療薬学会2023年度 地域薬学ケア専門薬剤師 基幹施設調整依頼(マッチング)申請受付について(お知らせ) PDF

令和 5 年 11 月 24 日
一般社団法人 京都府薬剤師会
薬局業務 WG

日薬研修プラットフォームの活用について

日薬研修プラットフォームを活用した研修受講のご案内です。

本プラットフォームでは全国の都道府県薬が自県に限定することなく公開している研修が全て受講可能対象として掲載されております。本プラットフォームの新規登録と研修の視聴方法及び現在、京都府薬剤師会から提供している研修コンテンツは下記のとおりです。

本プラットフォームはJPALS(クリニカルリーダー(CL)5は薬剤師認定制度認証機構(CPC)の認証取得)の自己学習ポートフォリオにもご活用いただけます。

- 「初めて使用される会員先生方の登録と研修の視聴方法について」
視聴方法の詳細は、京都薬報令和 5 年12月号「お知らせ」のページに掲載しています。
- ▼「日薬研修プラットフォーム」で検索
(一番上にヒットしてくるかと思いますが)「日薬研修プラットフォーム」を選択
 - ▼「新規登録」(画面に右上)を行う
(スマートフォンからの場合、アンダーバーの「メニュー」内にあります)
 - ▼「日本薬剤師会会員【新規登録】」を選択
※本システムは日薬の会員管理システムと連動しておりますので、下記4項目の入力により紐付きませす。
①4項目を入力
[登録用メールアドレス][生年月日][日本薬剤師会会員番号][薬剤師名簿登録番号]
※日本薬剤師会会員番号は、日薬誌送付時の配送先シールにも記載されています。
②同意項目2か所をチェック
③最下部の新規登録をクリック
④登録用メールアドレスに「【日本薬剤師会研修プラットフォーム】本登録手続きのご案内」のメールが届く
 - ▼メールの URL をクリックし本登録に進む
①必要事項を入力(メールアドレスとパスワード以外は変更できません)
②「内容確認画面へ」をクリックし、内容確認後「登録する」をクリック
③【日本薬剤師会研修プラットフォーム】への登録が完了」のメールが届く(終了)
 - ▼メールの URL をクリックし、各研修プログラムの視聴に進む
①「ログイン」(右上)をクリック
②メールアドレスとパスワードを入力し、「ログイン」をクリック
③「研修を探す」(左)をクリック
④視聴したい研修名をダブルクリックし、視聴開始

本日お伝えたいこと

1.オンライン服薬指導の制度について

- オンライン服薬指導とは（業務の流れ）
- これまでの改正ポイント
- オンライン服薬指導の実施要領
- 実施要領に係るQ&A

2.京都府の薬局におけるICT活用の現状（アンケート結果より）

- オンライン服薬指導について

3.日本薬剤師会研修プラットフォームについて

- 登録方法
- 受講できるプログラムについて



■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ ICT研修プログラム(令和3年度厚生労働省事業)

※本研修動画のうち、「オンライン服薬指導について(前半)(後半)」については、「オンライン服薬指導の実施要領(薬生発 0930 第1号令和4年9月30日厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)」におけるオンライン服薬指導に関する e-learning 等の教材に該当します。

【総論1】薬剤師を取り巻く今後のICT化について

【総論2】医療情報システムの安全管理について(前編・後編)

【各論1】オンライン服薬指導について(前半・後半)

【各論2】オンライン資格確認について

【各論3】電子処方箋について(システムの側面)(薬局業務からの取扱い)

【各論4】電子版お薬手帳について

【各論5】医療 ICT 化に対応していく薬局業務



■ 日本薬剤師会研修プラットフォーム

■ 薬剤師の資質向上等に資する研修事業(5 疾病 + AMR)(令和 4 年度厚生労働省事業)

疾患ごとの患者の心情・心理を理解した上で、疾患特性、医薬品特性、患者の基礎情報等から薬学的評価を行い、薬物治療の個別最適化を行い、患者及び患者家族等に寄り添った薬学的管理・指導を行うことを目的としたプログラム

- ・がん(一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会)
- ・脳卒中(一般社団法人日本医療薬学会)
- ・心不全(一般社団法人日本病院薬剤師会)
- ・糖尿病(一般社団法人日本くすりと糖尿病学会)
- ・精神疾患(一般社団法人日本精神薬学会)
- ・AMR 対策(AMR 臨床リファレンスセンター)



ご清聴ありがとうございました